

議案第67号

富士見市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

富士見市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第41号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年9月3日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正に伴い、富士見市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

富士見市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。